

恵那市の下水道

下水道を利用させていただくために



下水道の役割・しくみ

下水道とは

わたしたちは、日常の生活や社会の活動のなかで、
 たくさんの水を使います。ここで使われた汚水をそのまま流し続けると、
 川は汚れを増していくだけでなく、やがては生活に必要なきれいな水が欲しいとき、
 手に入れることが難しくなってしまうことになります。
 必要な水をいつまでもきれいなままで使うことができるよう、汚れた水をきれいにして
 川に放流する施設が「下水道」です。下水道は、汚れた水を下水管を通して処理場に集め、
 衛生的に処理してきれいな水によみがえらせる重要な働きをしています。

下水道の役割

1 街を清潔にする

私たちが家庭で使って汚れた水（汚水）は、
 家の下にある排水管を通して下水管に流れて
 いき、下水処理場に運ばれていきます。下水
 道が整備されることで汚水が直接街に流れな
 くなるため、街が清潔に保たれ、ハエ・蚊等
 の害虫や悪臭の発生も防ぐことができます。



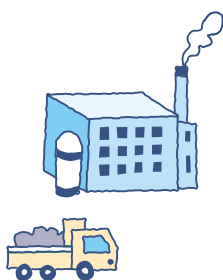
2 身近な環境を守る

街や工場から下水管を通して流れてきた
 汚水は下水処理場に運ばれます。
 下水処理場でさまざまな処理を
 行いきれいになった水は、
 消毒して川や海に戻します。



3 エネルギー・資源を創る

下水処理場では、汚水をきれいに処理する
 だけでなく、きれいになった水を再生水とし
 て利用したり、下水処理の過程で発生した
 バイオガスを自動車燃料や都市ガスとして
 利用したり、下水汚泥からリンを回収して肥
 料を作るなど、エネルギー・資源を創りだ
 すことが可能です。



4 街を浸水から守る

近年、雨の降り方が変わってきています。1
 時間 50mm を超える集中豪雨の年間発生数
 がここ数年増えてきているほか、短時間で局
 地的に大量の雨が降る「ゲリラ豪雨」の発生
 件数も年々増えています。市街地の雨を雨水
 管を通してすみやかに排除し、街に雨水が溜
 まり水浸しにならないよう、素早く排水します。

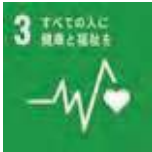


下水道のしくみ



下水道事業の取組による SDGs への貢献

恵那市では、第 2 次恵那市総合計画後期基本計画から SDGs（持続可能な開発目標）の視点を盛り込み、計画の実現に向け取り組んでいます。下水道事業としても SDGs の達成に資する事務事業を推進していきます。

ゴールアイコン	取組	ターゲット内容
	1. 下水道施設の維持管理	下水道施設の維持管理は、下水道の基本的役割である公衆衛生の確保を持続的に果たすことにつながり、水系感染症への対処や水質汚染の減少に貢献。
	2. 防災・減災	災害時のトイレ機能確保は、下水道の基本的役割である公衆衛生の確保を持続的に果たすことにつながり、水系感染症への対処や水質汚染の減少に貢献。
	3. 良好な水環境の創出	汚水の処理や未普及世帯解消、排水への指導等は、下水道の基本的役割である公衆衛生の確保を持続的に果たすことにつながり、水系感染症への対処や水質汚染の減少に貢献。
	1. 下水道施設の維持管理	下水道施設の維持管理や排水への指導等は、下水道の基本的役割である公共用水域の水質改善、保全につながる。
	2. 防災・減災	災害時のトイレ機能確保は、下水道の基本的役割である公共用水域の水質改善、保全につながる。
	3. 良好な水環境の創出	汚水の処理や未普及世帯解消、排水への指導等は、下水道の基本的役割で公共用水域の水質改善、保全につながる。
	1. 下水道施設の維持管理	下水道施設の維持管理により、事故等のトラブルを未然に防ぐことは、ターゲット 9-1 にある、質が高く信頼でき、持続可能かつ強靱なインフラにも寄与し、「産業と技術革新の基盤をつくろう」に貢献。
	2. 防災・減災	下水道施設の耐震化や被災時のトイレ機能確保は、ターゲット 9-1 にある、質が高く信頼でき、持続可能かつ強靱なインフラにも寄与し、「産業の技術革新の基盤をつくろう」のゴールに貢献。
	3. 良好な水環境の創出	汚水の処理や未普及世帯の解消、排水への指導等により、良好な水環境を創出することは、ターゲット 9-1 にある、質が高く信頼でき、持続可能かつ強靱なインフラにも寄与し、「産業と技術革新の基盤をつくろう」に貢献。
	1. 下水道施設の維持管理	汚水処理能力など必要な機能向上を図りつつ、計画的な再整備を推進し、水関連災害などを削減することにも寄与し、「住み続けられるまちづくりを」のゴールに貢献。
	2. 防災・減災	雨水幹線の整備等の計画的な浸水対策の推進は、ターゲット 11-5 にある、水関連災害などの削減に寄与し、「住み続けられるまちづくりを」のゴール目標に貢献。
	3. 良好な水環境の創出	大雨時の汚水の流出低減を目標とした雨水吐口の嵩上げやスクリーンの設置は、ターゲット 11-6 にある、廃棄物を管理し都市の環境への悪影響を減らすことにも寄与し、「住み続けられるまちづくりを」のゴール目標に貢献。
	1. 下水道施設の維持管理	下水道施設やマンホールポンプの 24 時間体制での運転管理が、ターゲット 13-1 にある「気候関連災害や自然災害に対するレジリエンス強化」に貢献。
	2. 防災・減災	下水道施設やマンホールポンプの 24 時間体制での運転管理が、ターゲット 13-1 にある「気候関連災害や自然災害に対するレジリエンス強化」に貢献。
	1. 下水道施設の維持管理	下水道施設の維持管理や排水への指導等は、下水道の基本的役割である公共用水域の水質改善、保全につながり、これはターゲット 14-2 にある強靱性の強化などによる持続的な管理と保護にも寄与し、「海の豊かさを守ろう」のゴールに貢献。
	2. 防災・減災	災害時のトイレ機能確保は、下水道の基本的役割である公共用水域の水質改善、保全につながり、これはターゲット 14-1 にある海洋ごみの削減や富栄養化等の防止にも寄与し、「海の豊かさを守ろう」のゴールに貢献。
	1. 下水道施設の維持管理	下水道施設は、河川への処理水放流を行っており、これはターゲット 15-1 にある内陸淡水生態系の保全等にも寄与し、「陸の豊かさを守ろう」のゴールに貢献。
	2. 防災・減災	市内の処理場は、河川への処理水放流を行っており、これはターゲット 15-1 にある内陸淡水生態系の保全等にも寄与し、「陸の豊かさを守ろう」のゴールに貢献。

恵那市下水道関連施設の概要

A 千田川クリーンセンター



- 施設所在地
恵那市長島町久須見521-2
- 供用開始
平成 14 年 4 月

B 恵那市浄化センター



- 施設所在地
恵那市大井町 2713-1
- 供用開始
昭和 54 年 4 月

奥戸処理区



※上記の各処理区以外は、すべて合併処理浄化槽の区域となります。





C

アクアパーク恵那峡

恵那峡処理区

- 施設所在地
恵那市大井町 2643-1
- 供用開始
平成 14 年 4 月



D

東野クリーンセンター

東野処理区

- 施設所在地
恵那市東野 674
- 供用開始
平成 16 年 4 月



E

竹折浄化センター

竹折処理区

- 施設所在地
恵那市武並町竹折 1927-1
- 供用開始
平成 19 年 4 月



F

岩村浄化センター

岩村処理区

- 施設所在地
恵那市岩村町飯羽間 3432-3
- 供用開始
平成 6 年 12 月



G

門野浄化センター

門野処理区

- 施設所在地
恵那市明智町杉野 750
- 供用開始
平成 16 年 4 月



H

明智浄化センター

明智処理区

- 施設所在地
恵那市明智町 989-9
- 供用開始
平成 15 年 3 月



I

上矢作浄化センター

上矢作処理区

- 施設所在地
恵那市上矢作町下 648-1
- 供用開始
平成 16 年 4 月



J

下・小田子浄化センター

下・小田子処理区

- 施設所在地
恵那市上矢作町下 453-3
- 供用開始
平成 16 年 4 月

下水道計画概要(事業計画)

項 目	奥戸処理区	恵那峡処理区	竹折処理区	岩村処理区	明智処理区	上矢作処理区
事業種別	単独公共下水道	特定環境保全公共下水道	特定環境保全公共下水道	特定環境保全公共下水道	特定環境保全公共下水道	特定環境保全公共下水道
計画区域面積	756ha	75ha	118ha	129ha	128ha	54ha
計画処理人口	16,800 人	5,360 人	3,300 人	5,070 人	3,690 人	2,200 人
計画汚水量(日最大)	10,400 m ³ /日	1,500 m ³ /日	900 m ³ /日	2,200 m ³ /日	2,000 m ³ /日	760 m ³ /日
終末処理場	恵那市浄化センター	アクアパーク恵那峡	竹折浄化センター	岩村浄化センター	明智浄化センター	上矢作浄化センター
処理方式	標準活性汚泥法	オキシデーションディッチ法 + 凝集剤添加	高度処理オキシデーションディッチ法 + 凝集剤添加	回分式活性汚泥法 + 凝集剤添加砂ろ過	高度処理オキシデーションディッチ法 + 凝集剤添加 + 急速砂ろ過	オキシデーションディッチ法 + 急速砂ろ過
計画放流水質BOD	15mg/ℓ	15mg/ℓ	15mg/ℓ	15mg/ℓ	10mg/ℓ	10mg/ℓ
放流河川	阿木川	濁川	月沢川	岩村川	明智川	白州谷
概算事業費	20,348 百万円	5,521 百万円	2,682 百万円	9,677 百万円	7,717 百万円	5,733 百万円

項 目	千田川処理区	東野処理区	門野処理区	下・小田子処理区
事業種別	農業集落排水事業	農業集落排水事業	農業集落排水事業	農業集落排水事業
計画区域面積	117.1ha	291ha	88ha	158ha
計画処理人口	840 人	2,840 人	220 人	680 人
計画汚水量(日最大)	252 m ³ /日	852 m ³ /日	66 m ³ /日	204 m ³ /日
終末処理場	千田川クリーンセンター	東野クリーンセンター	門野浄化センター	下・小田子浄化センター
処理方式	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気 JARUS X IV 型	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気 JARUS X IVp 型	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気 JARUS X IVp 型	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気 JARUS X IVp 型
計画放流水質BOD	20mg/ℓ	20mg/ℓ	20mg/ℓ	20mg/ℓ
放流河川	木曽川	阿木川	明智川	上村川
概算事業費	1,319 百万円	1,835 百万円	467 百万円	1,036 百万円

下水道を使用するには

下水道を使用するには

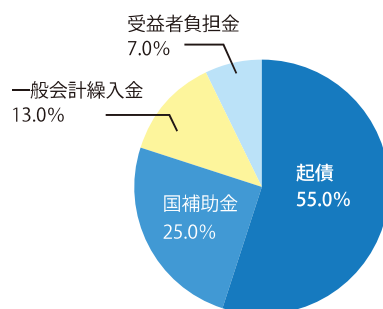
下水道の対象区域の方々は、水洗トイレの使用のほか台所や浴室、洗濯の汚水などを下水道に流すことができるようになります。

ここでは下水道を使用するために必要なことや、下水道を使用するにあたって注意することについて説明します。

受益者負担金の納付

1 下水道建設費の財源

下水道を整備するためには、多額の資金を必要とします。この資金は、①国からの補助金、②起債という市の借金、③下水道を整備することによって利益をうける土地の所有者等から得る受益者負担金、④市民の税金、市費等を財源としています。



2 受益者負担金とは

下水道が整備された地域は生活環境が改善され、土地の利用価値も上がります。しかし、その利益を受けることができるのは整備された地域の人だけに限られ、下水道の建設費用のうち市が負担する部分を市民全体の税金などでまかなうと、下水道がない地域の人との公平を欠くことになります。

そこで、下水道が整備される地域のみなさんに建設費の一部を負担していただくのが、受益者負担金です。

3 受益者とは

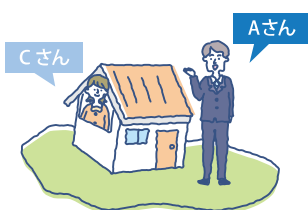
下水道が整備される区域内に土地を所有している方が負担金の対象者（受益者）となります。ただし、その土地に地上権、質権、賃借権もしくは使用貸借などの権利がある場合は、原則としてその権利者が受益者となります。（一時使用のために設定された権利を除きます。）アパート、社宅、市営住宅等に住んでいる方は土地に権利がないため、受益者とはなりません。

下のイラストは代表的な例ですが、協議によって別の方が受益者となる場合もあります。



受益者はAさん

- ・ Aさん所有の土地
- ・ Aさん所有の家
- ・ Aさんが住んでいる場合



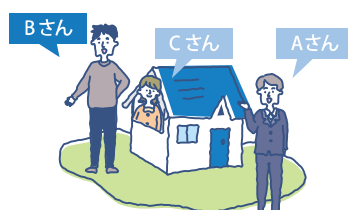
受益者はAさん

- ・ Aさん所有の土地
- ・ Aさん所有の家
- ・ Cさんが住んでいる場合



受益者はBさん

- ・ Aさん所有の土地
- ・ Bさん所有の家
- ・ Bさんが住んでいる場合



受益者はBさん

- ・ Aさん所有の土地
- ・ Bさん所有の家
- ・ Cさんが住んでいる場合

4 負担金の対象となる土地は

下水道の処理区域内のすべての土地が対象です。したがって、公有地、個人及び法人所有の宅地、田、畑、山林や雑種地などすべての土地が対象となります。

ただし、現況が農地、山林等の場合には宅地等に変更されるまで、徴収を猶予することができます。

5 負担金の賦課は

下水道を整備する区域から順次賦課します。このため、同じ区域でも賦課される時期が異なります。

6 受益者負担金の徴収猶予及び減免

受益者負担金は、すべての土地に対して賦課されますが、災害の場合や農地など状況に応じて徴収を猶予・減免する制度があります。詳しくは、申告書提出の際にご相談ください。

7 負担金の額は

受益者負担金一覧

公共下水道 奥戸処理区

土地の面積に1㎡当たりの単価を乗じた額

認可区域	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
㎡単価	197円/㎡	240円/㎡	264円/㎡	283円/㎡	362円/㎡	478円/㎡	478円/㎡	478円/㎡	210円/㎡	508円/㎡

特定環境保全公共下水道

処理区	負担金額
恵那峡	公共ます1個につき210,000円＋土地面積1㎡当たり200円
竹折	公共ます1個につき130,000円＋土地面積1㎡当たり151円
岩村	1単位につき300,000円※
明智	公共ます1個につき400,000円
上矢作	公共ます1個につき250,000円

農業集落排水事業

処理区	負担金額
千田川	公共ます1個につき320,000円
東野	公共ます1個につき330,000円
門野	公共ます1個につき400,000円
下・小田子	公共ます1個につき250,000円

※一般住宅は30万円。その他は建物規模の浄化槽人槽に換算して10人槽から5人増加ごとに15万円増額。

8 負担金の納付方法は

負担金の納付には、一括納付と分割納付があります。ただし、農業集落排水事業は一括納付のみとなります。

- ① 一括納付 最初の納期に全額を一括して納付する方法です。市から納付通知書を送付しますので、各金融機関で納めてください。
- ② 分割納付 1年間で4回に分けて納付する方法です。納期は、7月・9月・11月・2月の各月の末日です。

9 受益者申告書について

受益者及び負担金の決定については、土地の内容及び受益者の正確を期するため、申告制をとっています。土地に権利関係がある場合は、土地所有者と権利者の双方で協議して申告してください。

10 工事の申請について

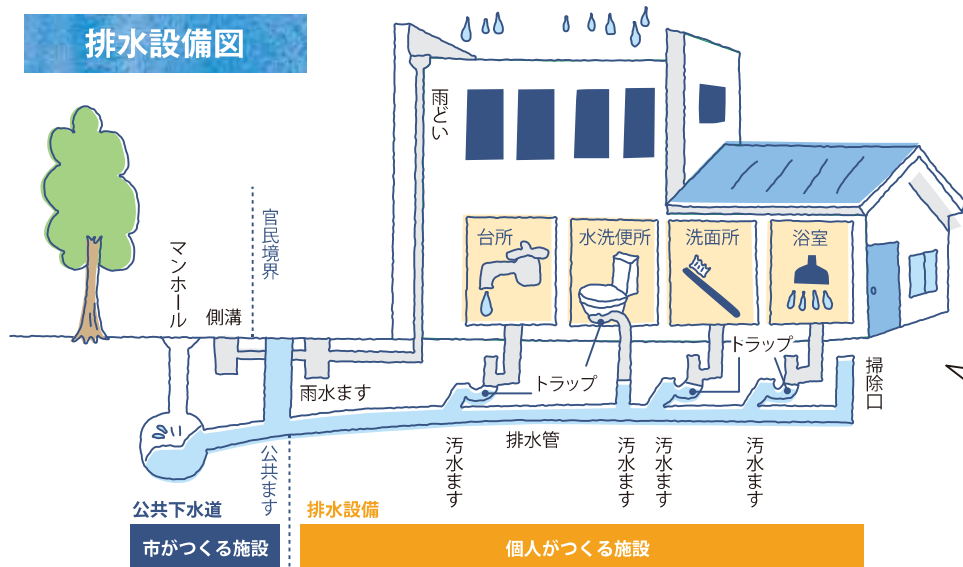
排水設備（家庭内の汚水を下水道へ流すための排水管など）の工事をするためには、市役所への届出が必要です。詳しくは次のページをご覧ください。



下水道を使用するには

排水設備（家庭内の排水管など）の整備

家庭からの排水やし尿を下水道につないで排水するためには、
建物に排水設備を設ける必要があります。
排水設備工事は資格を持った業者（排水設備工事指定店）が行うよう義務付けています。
これは、排水設備が日常生活に直結しており、
不具合が生じた場合には生活に支障がでる恐れがあることから設けられた制度です。
9～10 ページに記載の排水設備工事指定店にご相談ください。



トイレの水洗化は 3年以内に！

供用開始された区域では下水道が使用できるようになった日から3年以内に下水道に直接流す水洗トイレに改造しなければなりません（下水道法11条の3）

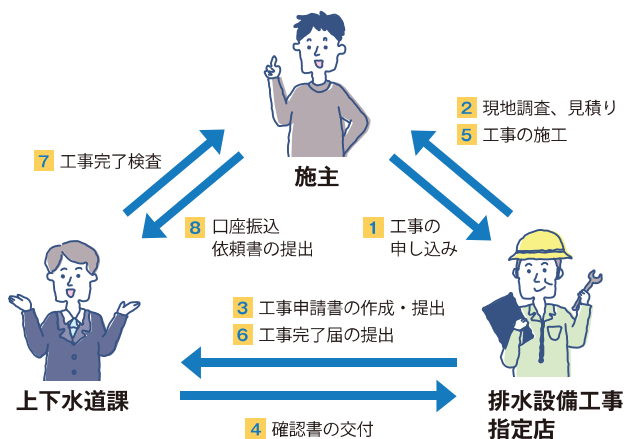
雨水と汚水は分けて流す！

雨どいを宅地内の汚水ますにつないだり、雨水を排水管に流すことはできません。雨水については、いままですり水路へ直接流すようにしてください。

排水設備工事の申込から完了まで

排水設備工事の申込の流れ

- | | |
|---------------|--------------|
| 1 工事の申し込み | 5 工事の施工 |
| 2 現地調査、見積り | 6 工事完了届の提出 |
| 3 工事申請書の作成・提出 | 7 工事完了検査 |
| 4 確認書の交付 | 8 口座振込依頼書の提出 |



融資あっせん及び利子補給制度

下水道の普及・促進を図るために、下水道による処理が可能な区域内において、排水設備の整備にかかる費用の融資をあっせんし、この融資資金に対する利子を市が補助します。

融資あっせん額	利子補給額
融資限度額：200 万円 利率：年 8.00% 以内(金融機関との協定により毎年決定) 返済：5 年以内 借入先：市内金融機関(郵便局を除きます) 申込方法：排水設備工事指定店を通じて必要書類を 上下水道課に提出して下さい。	金融機関と取り交わした貸付契約に記載された利率により算定した額の全額(上限額 10万円)を償還終了後補給します。 ただし、延滞した場合にかかる利息等は補給できません。 ※水道工事についても同様の制度があります。

下水道使用料

排水設備工事が完了し下水道の使用を開始すると、使用料を納めていただくことになります。使用料は、汚水を処理する費用や下水管の清掃など施設の維持管理に必要な経費に充てられます。

使用料の算定 ※使用料の算定は隔月毎に行い、算定した月の翌月及び翌々月の 2 回に分けて請求されます。

- ①水道水を使用している場合は、水道の使用水量を汚水量として算定します。
- ②水道水以外(井戸水など)を使用している場合は、世帯の人数によって算定します。
- ③水道水と井戸水などを併用している場合は、水道水の使用量と世帯の人数によって算定します。

注意事項：水道水以外(井戸水など)を使用・廃止する場合や使用世帯の人数変更については、上下水道課に届出が必要です。

下水道使用料金表(2 か月あたり)

区分		定額料金		超過料金				
一般家庭	① 水道水	汚水量 20 ㎡まで 3,600 円		20 ㎡超 40 ㎡まで	40 ㎡超 60 ㎡まで	60 ㎡超 100 ㎡まで	100 ㎡超 200 ㎡まで	200 ㎡超
				165 円/㎡	185 円/㎡	200 円/㎡	215 円/㎡	230 円/㎡
	② 井戸水 その他の水を使用している場合	世帯員 2 人まで 3,600 円		世帯人員が 1 人増す毎に 2,000 円を加算した額				
	③ ①及び②を併用している場合	②に量水器の設置がない場合	汚水量 20 ㎡まで、及び世帯員 2 人まで 3,600 円	①の超過料金に、世帯人員 1 人増すごとに 1,600 円を加算した額				
一般家庭以外	④ 公衆浴場	汚水量 40 ㎡まで 3,600 円		40 ㎡を超える汚水量 1 ㎡ごとに 50 円				
	⑤ ④以外の場合	汚水量 40 ㎡まで 7,800 円		40 ㎡超 60 ㎡まで	60 ㎡超 100 ㎡まで	100 ㎡超 200 ㎡まで	200 ㎡超	
				185 円/㎡	200 円/㎡	215 円/㎡	230 円/㎡	

※料金の算出方法

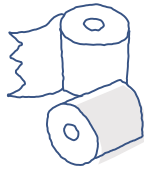
①に該当し、2か月間の使用量(汚水量)が 49 ㎡の場合
 $\{3,600 \text{ 円} + (165 \text{ 円} / \text{㎡} \times 20 \text{ ㎡}) + (185 \text{ 円} / \text{㎡} \times 9 \text{ ㎡})\} \div 2$ (端数切捨) $\times 1.1$ (消費税) = 4,710 円(端数切捨)
ひと月に納める額は、[4,710 円] になります。

下水道を正しく使うために必要なこと

下水道が目的を果たすために、各家庭で注意していただくことが何点かあります。

1 水洗トイレにはトイレットペーパー以外のものは流さない

家庭内の排水管は、匂いを出さないようにする目的の他、敷地の関係で曲りくねっています。水に溶けない紙おむつなどを流すと、詰まりの原因となります。



2 天ぷら油やサラダ油の廃油を流さない

下水管の中で、石けんと油が触れ合うと固まって管が詰まったり、処理場の機能を低下させます。



3 下水道には有害物質を流さない

処理場で処理できない物質は、そのまま川に流れ出てしまうことがあります。また、ガソリンなどの揮発性の高い危険物を流すと家庭内のますや、道にあるマンホールで爆発や火災を起こす原因となります。



4 家庭内の汚水ますは、定期的に清掃が必要

家庭内に設けられたますは、各家庭で清掃していただく必要があります。清掃しないと、排水の成分やゴミがますの中で固形化・堆積し、詰まりの原因になります。



5 下水道には、認められた排水以外の水や固形物を流さない

固形物などを下水道に流すと、マンホールポンプ（地形の高低差の関係で自然に汚水が流れない場所には、マンホールの中に汚水をくみ上げるポンプが設けられています。）が故障して、関係する地域の下水道の使用を復旧するまで中止してもらうなど多大な影響が生じます。下水道では、下着や紙おむつが詰まって、マンホールポンプが止まる事故が、年に数回発生しています。

6 ディスポーザーの設置について

「ディスポーザー」とは、家庭から出る生ごみを、シンク下に取りつけた機械によって破碎し、下水道に流す装置です。恵那市では、ディスポーザー単体の設置はできませんが、日本下水道協会が認定したディスポーザーであれば設置可能です。詳しくはご相談ください。



※トイレ等が詰まった場合には、市販のラバーカップを使用すると直ることがあります。家庭内の排水管でわからないことがあった場合には、すぐに排水設備工事をした排水設備工事指定店などにご相談ください。

下水道以外の方は、合併処理浄化槽へ

下水道に接続することが困難な方への生活排水対策として、合併処理浄化槽の設置を促進しています。合併処理浄化槽を設置するには補助金交付制度があり、くみ取り式トイレや単独処理浄化槽から転換する方は上乗せ補助もあります。水洗トイレ設置費用の融資あつせん及び利子補給制度も設けています。詳しくはご相談ください。

人槽	補助額
5人槽	582,000円
6~7人槽	664,000円
8~10人槽	798,000円

※令和6年度の補助金上限額（専用住宅）

上乗せ補助	補助額
くみ取り転換等の工事費	90,000円
単独転換の工事費	120,000円
転換に伴う配管工事費	300,000円



恵那市の下水道 下水道を利用いただくために

発行：令和7年3月

発行者：恵那市上下水道課 〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1
<https://www.city.ena.lg.jp> TEL 0573-26-6846